政　令

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十二号

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年一月一日とする。

法務大臣　岩城　光英
経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定秘密の保護に関する法律附則第二条の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十三号

特定秘密の保護に関する法律附則第二条の政令で定める日を定める政令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定秘密の保護に関する法律附則第二条の政令で定める日は、平成二十七年十二月一日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三